

# 国保改革の本旨に沿った制度設計を徹底し、着実に実行している取組への支援

## 奈良県における取組

【担当省庁】厚生労働省

### 1 国保改革の本旨に沿って制度設計を徹底し、実現のための具体的手法を着実に実行

- ① 県民負担の公平化を図るため、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となるよう県内保険料水準を統一（R6年度）
- ② 決算補填目的の法定外繰入等をH30年度以降廃止し、受益と負担の関係を「見える化」

本県では、令和3年の国民健康保険法改正に先んじて、奈良県国民健康保険運営方針の当初策定（H29年11月）において上記2項目を明記

令和3年の国民健康保険法改正により、「保険料水準の平準化」と「財政の均衡」を都道府県国民健康保険運営方針の記載事項に位置付け

県民負担抑制の仕組みは、

- ③ 抑制的な医療費目標の設定  
R6年度の国保医療費を、医療費適正化計画上の抑制的な（高齢化による）伸び率と整合的に推計し、R6年度の統一保険料水準はこの医療費推計を基に設定
- ④ 医療費適正化に向けた取組、地域別診療報酬の活用検討
- ⑤ 各市町村が計画的・段階的に保険料改定していけるよう、市町村ごとに県と協議のうえ「保険料方針」を策定
- ⑥ これらの取組を、県が主導的役割を担い市町村と連携しながら実行  
国保連合会内に国保事務支援センターの設置、市町村連携会議の定期開催 など

### 国保改革の本旨（[社会保障改革国民会議報告書（H25.8.6）](#) 抜粋）

#### 都道府県による受益と負担の総合的なマネジメント

「都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に検討することを可能とする体制を実現すべきである。」

#### 法定外繰入の解消

「国民健康保険の財政的な構造問題の解決が図られることが、国民健康保険の保険者を都道府県に移行する前提条件となる。」

#### 保険料格差の解消 = 保険料負担の平準化

「国民健康保険の保険者の都道府県への移行は財政運営の安定化のみならず保険料負担の平準化に資する取組である…」

## 2 保険者努力支援制度における都道府県取組評価分の配点

【R4採点、R5交付分の配点】		(前年度)
主な市町村指標の都道府県単位評価	135点	(110点)
医療費適正化のアウトカム評価	90点	(80点)
都道府県の取組状況に関する評価	125点	(115点)
	350点	(305点)

○ 都道府県取組評価分への配点(350点)のうち、国保改革の本旨に関わる取組への評価は、

- A 「決算補填目的の法定外一般会計繰入の解消等」 30点(構成割合8.6%)  
(前年度:30点(構成割合9.8%))
- B 「保険料水準の統一に向けた取組状況」 10点(構成割合2.9%)  
(前年度:10点(構成割合3.3%))

○ 上記A、Bの取組はいずれも、全都道府県での実現に向けて法改正まで行っている政府として最重点の取組であることに鑑みれば、

B「保険料水準の統一に向けた取組状況」に係る配点を、少なくともA「決算補填目的の法定外一般会計繰入の解消等」と同水準にして、インセンティブを強化することが必要である。

## 国にお願いすること

国保改革の本旨に沿って制度設計を徹底し、着実に実行している取組への保険者努力支援制度による更なる支援により、国保改革の一層の促進が図られるようにされたい。

- 「保険料水準の統一に向けた取組状況」の評価において、国保運営方針に統一の時期や仕組み等を明記し、実現に向け具体的仕組みを構築している取組を評価対象として拡充されたい。
- また、「保険料水準の統一に向けた取組状況」への配点割合を重点化し、少なくとも「決算補填目的の法定外一般会計繰入の解消等」への配点割合と同水準まで引き上げられたい。